「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」に係る告示(案) 新旧对昭表

かロロハ1 ※女	
制定	廃 止
特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する	特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する
基本方針	基本方針
金属鉱業等に係る特定施設についての鉱害防止事	金属鉱業等に係る特定施設についての鉱害防止事
業は、昭和四十八年に金属鉱業等鉱害対策特別措置	業は、昭和四十八年に金属鉱業等鉱害対策特別措置

た。

しかしながら、残存する鉱害防止工事に加え、坑

法が制定されて以来、その計画的推進が図られてき┃法が制定されて以来、その計画的推進が図られてき た。

しかしながら、残存する鉱害防止工事に加え、坑 水又は廃水の処理施設の老朽化への対応、自然災害 水又は廃水の処理施設の老朽化への対応、自然災害 への緊急対応等、実施すべき鉱害防止工事が引き続しへの緊急対応等、実施すべき鉱害防止工事が引き続 き見込まれるとともに、坑水又は廃水の処理も永続しき見込まれるとともに、坑水又は廃水の処理も永続 的に行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着しいに行う必要があるため、今後も鉱害防止事業を着し 実かつ計画的に実施していく必要がある。

このため政府は、現下の行政及び財政の合理化、 効率化の要請を踏まえつつ、特定施設に係る鉱害防 た。

実施すべき鉱害防止事業の実施の時期及び事業量 その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必 要な事項は、次のとおりとするが、その達成状況や 社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直し┃社会経済情勢の変化等を踏まえて必要に応じ見直し を行うものとする。

実かつ計画的に実施していく必要がある。

このため政府は、現下の行政及び財政の合理化、 効率化の要請を踏まえつつ、特定施設に係る鉱害防 止事業の計画的な実施を推進するとともに、鉱害防 L止事業の計画的な実施を推進するとともに、鉱害防 止工事を早期に終了することを目指し、金属鉱業等┃止工事を早期に終了することを目指し、金属鉱業等 鉱害対策特別措置法に基づく特定施設に係る鉱害防し鉱害対策特別措置法に基づく特定施設に係る鉱害防 止事業の実施に関する基本方針を定めることとし 止事業の実施に関する基本方針を定めることとし た。

> 実施すべき鉱害防止事業の実施の時期及び事業量 その他鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必 要な事項は、次のとおりとするが、その達成状況や を行うものとする。

- 一 特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期
 - (一) <u>令和五年度</u>を初年度として<u>令和十四年度</u>末 までに、<u>令和四年度</u>末における使用済特定施 設に係る坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に 係る<u>全ての鉱害防止工事を早期に終了するこ</u> とを目指すよう最善の努力を行うものとす る。

なお、鉱害防止工事の工事期間が長期に及ぶものについては可能な限り効率化を図り、 早期に終了するものとする。

(二)特定施設のうち、<u>令和五年度</u>以降にその使用を終了したものにあっては、速やかに、鉱害防止工事を実施するものとする。

- 一 特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期
 - (一) <u>平成二十五年度</u>を初年度として<u>平成三十四</u> <u>年度</u>末までに、<u>平成二十四年度</u>末における使 用済特定施設に係る坑道及び捨石又は鉱さい の集積場に係る<u>鉱害防止工事を終了する</u>もの とする。

なお、鉱害防止工事の工事期間が長期に及ぶものについては可能な限り効率化を図り、 早期に終了するものとする。

(二)特定施設のうち、<u>平成二十五年度</u>以降にその使用を終了したものにあっては、速やかに、鉱害防止工事を実施するものとする。

_

- (三) <u>令和五年度</u>以降も引き続き、使用済特定施設に係る坑水又は廃水の処理を確実に実施するものとする。
- 二 特定施設に係る鉱害防止事業の事業量
 - (一)計画期間における使用済特定施設に係る坑 道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防 止工事の事業量
 - ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道
 - 一〇鉱山 一五施設
 - ②捨石又は鉱さいの集積場
 - 三七鉱山 五三施設
 - ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

- (三) <u>平成二十五年度</u>以降も引き続き、使用済特 定施設に係る坑水又は廃水の処理を確実に実 施するものとする。
- 二 特定施設に係る鉱害防止事業の事業量
 - (一) 計画期間における使用済特定施設に係る坑 道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防 止工事の事業量
 - ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道
 - 二三鉱山 五七施設
 - ②捨石又は鉱さいの集積場
 - 三七鉱山 六四施設
 - ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

- 一一鉱山 一四・七ヘクタール
- ④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積
 - <u>一○</u>鉱山 <u>五四・四</u>ヘクタール
- ⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措 置
 - 三鉱山 二二六メートル
- ⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤 の措置
 - 三鉱山 二九八メートル
- ⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置一五鉱山 六、○七九メートル

- 一六鉱山 八四へクタール
- ④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積
 - 一五鉱山 七二ヘクタール
- ⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措 置
 - 六鉱山 一、四七八メートル
- ⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤 の措置
 - <u>一</u>鉱山 <u>一五四</u>メートル
- ⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置一七鉱山 一五、六六八メートル

- ⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置
 - 一九鉱山 二一施設
- イ 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十 号)の規定により鉱害防止事業を実施すべ き者が存在しない使用済特定施設に係る事 業量
 - ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道 二鉱山 二施設
 - ②捨石又は鉱さいの集積場
 - 一三鉱山 一五施設
 - ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

- ⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置
 - <u>一三</u>鉱山 <u>一三</u>施設
- イ 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の規定により鉱害防止事業を実施すべき者が存在しない使用済特定施設に係る事業量
 - ①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道
 - 一一鉱山 二八施設
 - ②捨石又は鉱さいの集積場
 - 一三鉱山 一五施設
 - ③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

二鉱山 <u>〇・二</u>ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積

<u>二</u>鉱山 <u>○・二</u>ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措 置

三鉱山 二二六メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤 の措置

二鉱山 一九〇メートル

⑦捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置五鉱山 七一○メートル

二鉱山 <u>一</u>ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積

四鉱山 <u>二</u>ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係る擁壁の措 置

六鉱山 一、四七八メートル

「新設]

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及び場内水の排除施設の改修等の措置六鉱山 四、七六五メートル

⑧坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措置

四鉱山 四施設

ロ その他の使用済特定施設に係る事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

八鉱山 一三施設

②捨石又は鉱さいの集積場

二四鉱山 三八施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

九鉱山 一四・五ヘクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積 ⑦坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措 置

五鉱山 五施設

ロ その他の使用済特定施設に係る事業量

①坑口の閉塞等の措置を講ずべき坑道

一二鉱山 二九施設

②捨石又は鉱さいの集積場

二四鉱山 四九施設

③捨石又は鉱さいの集積場に係る覆土の面 積

一四鉱山 八三へクタール

④捨石又は鉱さいの集積場に係る植栽の面 積

八鉱山 五四・一ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤 の措置

一鉱山 一〇八メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及 び場内水の排除施設の改修等の措置

一〇鉱山 五、三六九メートル

⑦坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措 置

一五鉱山 一七施設

(二)使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量

一一鉱山 七〇ヘクタール

⑤捨石又は鉱さいの集積場に係るかん止堤 の措置

一鉱山 一五四メートル

⑥捨石又は鉱さいの集積場に係る場外水及 び場内水の排除施設の改修等の措置

<u>一一</u>鉱山 <u>一〇、九〇三</u>メートル

⑦坑水又は廃水の処理施設に係る改修の措 置

八鉱山 八施設

(二)使用済特定施設から排出される坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量

七四鉱山 五、七九四万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量

五〇鉱山 三トン

③鉛及びその化合物の年間除去量

四三鉱山 五トン

④砒素及びその化合物の年間除去量

二四鉱山 ニニトン

⑤銅の年間除去量

五五鉱山 一三三トン

⑥亜鉛の年間除去量

六六鉱山 九六三トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

五四鉱山 五、五六〇トン

七九鉱山 六、九九二万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量

五四鉱山 九・二トン

③鉛及びその化合物の年間除去量

四五鉱山 一四六トン

④砒素及びその化合物の年間除去量

二六鉱山 三三トン

⑤銅の年間除去量

五八鉱山 二四〇トン

⑥亜鉛の年間除去量

六八鉱山 二、〇三五トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

六○鉱山 六、四八六トン

- ⑧溶解性マンガンの年間除去量
 - 一九鉱山 一、三八八トン
- イ 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を 実施すべき者が存在しない使用済特定施設 から排出される坑水又は廃水の処理に係る 年間事業量
 - ①坑水又は廃水の年間排出量
 - 二三鉱山 一、六四一万立方メートル
 - ②カドミウム及びその化合物の年間除去量
 - 一七鉱山 〇・二トン
 - ③鉛及びその化合物の年間除去量
 - 一五鉱山 ニトン
 - ④砒素及びその化合物の年間除去量

- ⑧溶解性マンガンの年間除去量
 - 一八鉱山 一、二八九トン
- イ 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を 実施すべき者が存在しない使用済特定施設 から排出される坑水又は廃水の処理に係る 年間事業量
 - ①坑水又は廃水の年間排出量
 - 二四鉱山 一、五三二万立方メートル
 - ②カドミウム及びその化合物の年間除去量
 - 一七鉱山 〇・二トン
 - ③鉛及びその化合物の年間除去量
 - 一五鉱山 ニトン
 - ④砒素及びその化合物の年間除去量

九鉱山 一九トン

⑤銅の年間除去量

一六鉱山 ニニトン

⑥亜鉛の年間除去量

一九鉱山 五五トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

一八鉱山 二、三四六トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

一鉱山 七五トン

①坑水又は廃水の年間排出量

五一鉱山 四、一五三万立方メートル

<u>一一</u>鉱山 <u>二三</u>トン

⑤銅の年間除去量

一六鉱山 四六トン

⑥亜鉛の年間除去量

二〇鉱山 五〇トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

一九鉱山 二、七〇三トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

一鉱山 五一トン

ロ その他の使用済特定施設から排出される 坑水又は廃水の処理に係る年間事業量

①坑水又は廃水の年間排出量

五五鉱山 五、四六○万立方メートル

②カドミウム及びその化合物の年間除去量

三三鉱山 三トン

③鉛及びその化合物の年間除去量

二八鉱山 三トン

④砒素及びその化合物の年間除去量

一五鉱山 ニトン

⑤銅の年間除去量

三九鉱山 一一一トン

⑥亜鉛の年間除去量

四七鉱山 九〇八トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

三六鉱山 三、二一四トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

②カドミウム及びその化合物の年間除去量

三七鉱山 九・○トン

③鉛及びその化合物の年間除去量

三〇鉱山 一四四トン

④砒素及びその化合物の年間除去量

一五鉱山 一〇トン

⑤銅の年間除去量

四二鉱山 一九四トン

⑥亜鉛の年間除去量

四八鉱山 一、九八五トン

⑦溶解性鉄の年間除去量

四一鉱山 三、七八三トン

⑧溶解性マンガンの年間除去量

一八鉱山 一、三一三トン

- 図るため必要な事項
 - (一) 鉱害防止事業の内容
 - イ 坑道に係る鉱害防止工事

坑水による鉱害を防止するため、坑道の 坑口の閉塞等の適切な措置を講ずること。

ロ 捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止 工事

廃水、捨石又は鉱さいの集積場の崩壊、 集積物の飛散、流出等による鉱害を防止す るため、捨石又は鉱さいの集積場に係る覆 土(コンクリート、アスファルト等による

一七鉱山 一、二三八トン

- 特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を 三 特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を 図るため必要な事項
 - (一) 鉱害防止事業の内容
 - イ 坑道に係る鉱害防止工事

坑水による鉱害を防止するため、坑道の 坑口の閉塞等の適当な措置を講ずること。

ロ 捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害防止 工事

廃水、捨石又は鉱さいの集積場の崩壊、 集積物の飛散、流出等による鉱害を防止す るため、捨石又は鉱さいの集積場に係る覆 土(コンクリート、アスファルト等による

被覆を含む。)、植栽、擁壁、かん止堤並 びに場外水及び場内水の排除施設の改修等 の<u>適切な</u>措置を講ずること。

ハ 坑水又は廃水の処理

イ又は口の鉱害防止工事を実施した後に おいても、坑水又は廃水による鉱害を防止 し得ない場合にあっては、確実な坑水又は 廃水の処理を実施すること。

- (二) 鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべ き事項
 - イ カーボンニュートラル、地球環境問題及 び持続可能な開発目標 (SDGs) への関 心の高まりに応じて、鉱害防止事業におい

被覆を含む。<u>以下同じ。</u>)、植栽、擁壁、 かん止堤並びに場外水及び場内水の排除施 設の改修等の適当な措置を講ずること。

ハ 坑水又は廃水の処理

イ又はロの鉱害防止工事を実施した後に おいても、坑水又は廃水による鉱害を防止 し得ない場合にあっては、確実な坑水又は 廃水の処理を実施すること。

- (二)鉱害防止事業を実施するに当たり留意すべ き事項
 - イ <u>鉱害防止事業は、人の健康の保護又は生</u> 活環境の保全を図る上で必要性の高いもの から計画的に実施すること。

<u>ても、カーボンニュートラル等への貢献を</u> 新たに検討すること。

- ロ 鉱害防止事業を<u>次に掲げる類型のいずれ</u>
 かに区分し、当該類型に応じて鉱害防止事
 業を実施することで、坑水又は廃水の処理
 の早期終了や更なるコスト削減を図ること。
 - ① 環境調和型鉱害防止事業

特定施設からの坑水若しくは廃水を削減する発生源対策、鉱山周辺の利水点に おける水質等の環境への影響の監視やそ の管理を実施しながら坑水若しくは廃水 を排出する利水点等管理の適用又は自然 ロ 鉱害防止事業を<u>実施するに当たっては、</u> 地域の環境保全対策との調和に留意するこ と。 浄化作用を利用して坑水若しくは廃水を 処理する「自然回帰型坑廃水浄化システム(パッシブトリートメント)」の導入 により、鉱害防止事業の終結を目指す事 業をいう。

② 環境負荷低減型鉱害防止事業 利水点等管理の適用及びパッシブトリ ートメントの導入により、環境負荷の低 減を目指す鉱害防止事業をいう。

③ 高効率型鉱害防止事業

I T技術やドローン等の最新機器の活用等により、坑水又は廃水の処理の効率 化を目指す鉱害防止事業をいう。 ハ 発生源対策を限られた予算で実施するた め、「休廃止鉱山における坑廃水の発生源 対策ガイダンス」(令和三年十二月経済産 業省、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱 物資源機構策定)等を活用しつつ、工事の 進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率 性等の観点から優先順位を付けながら工事 を実施し、工事の早期の終了を図ること。 「削除〕

- ハ <u>鉱害防止工事を実施するに当たっては、</u>限られた予算<u>の中で、必要性の高いものから効率的に実施していく必要があるため、</u>工事の進捗に合わせ、その妥当性、緊要性、効率性等の観点から<u>専門家による事業</u> <u>評価を行いながら、残存する</u>工事の早期の完了を目指すこと。
- 三 各鉱山の坑水又は廃水の処理の現状と今後の在り方を見据え、坑水又は廃水の処理の妥当性、効率性等の観点から、専門家による事業評価を行いながら、処理の終了やコスト削減を目指すこと。

- 三 利水点等管理やパッシブトリートメント を社会実装するため、標準的な事例を設定 し坑水又は廃水の環境への影響に関するデータの取得を行った上で、当該データを活用し、これまでに実施した発生源対策や坑水又は廃水の処理について評価を行うこと。
- ホ 利水点等管理の適用、坑水若しくは廃水 の処理の終了又は処理基準の緩和に当たっ ては、地域住民の理解と協力が不可欠であ るため、地域住民に丁寧に説明を行う等、 地方公共団体と連携して合意形成を図るこ と。

 ホ 坑水又は廃水の処理コスト削減のための 技術開発に取り組み、特に自然浄化作用を 利用した坑水又は廃水の処理技術について は、重点的に取り組むことにより早期の実 用化と国内鉱山への展開を目指すこと。

へ 坑水又は廃水の処理の終了に向け、下流 の利水点等の環境基準等を満たす鉱山で は、下流影響度に関するデータの把握・蓄 積を行い、データ解析等の検討を実施する こと。

- へ 排水基準等を満たしつつ継続的に坑水又 は廃水の処理を実施していることを適切に 評価するための手法を検討すること。
- ト 鉱山保安法の規定により鉱害防止事業を 実施すべき者が存在する使用済特定施設に ついては、坑水又は廃水の処理に係る排水 基準等の規制が強化された場合には、同法 その他の法令又は条例に基づき適切に対応 するとともに、暫定的な排水基準等に基づ く弾力的な運用について関係者と検討する こと。
- <u>チ</u> <u>坑水又は廃水の処理の高度化を推進する</u> ため、I T技術やドローン等の最新機器を

「新設]

ト <u>今後、</u>坑水又は廃水の処理に係る排水基準等の規制が強化<u>される場合を考慮し、既存の坑水又は廃水の処理方法による基準達成の可能性、処理コストへの影響、新技術の導入の可能性等を事前に検討すること。 また、新たな処理技術の導入が必要となる場合は、関係機関と連携し対応を検討すること。こと。</u>

「新設」

活用した自動化運転等を導入し、省力化等 を図ること。

<u>リ</u> 中和殿物の減容化<u>等の</u>新たな技術開発に 取り組むとともに、<u>国、鉱害防止事業を実</u> 施すべき者その他の関係者が連携して、中 和殿物の減容化等の処理に係るガイダンス を整備し、活用すること。

<u>ヌ</u> <u>坑水又は廃水の処理を継続的に行う必</u> 要がある場合には、設備の更新等によ チ 中和殿物の減容化及び殿物集積場の確保のため、新たな中和殿物減容化の技術開発に取り組むとともに、殿物繰り返し法等の既存技術の導入を図ること。また一部の鉱山で行われている中和殿物の有効利用や再利用について、他の鉱山においても、その導入可能性を検討すること。

「新設]

- ル 捨石又は鉱さいの集積場に係る安定化 対策の早期の終了を図るとともに、利水 点等管理の適用や、大雨等により処理前 の坑水又は廃水の放流を要する場合を想 定して環境への影響の評価を事前に実施 する等の対策を検討し、自然災害へのレ ジリエンスの強化を図ること。
- ヲ 坑水又は廃水の処理施設の管理者<u>の不足</u> <u>や高齢化に対応するため、鉱山保安法に基</u> づく作業監督者と同等の能力を有する者を

- リ 鉱業上使用する工作物等の技術基準を 定める省令(平成十六年経済産業省令第 九十七号)の規定による技術指針に基づ き、集積場に係る耐震性を点検するとと もに、耐震対策が必要とされる集積場に ついては、関係機関の既存の実施支援制 度等の活用により、安定化対策を早期に 実施すること。
- ヌ 坑水又は廃水の処理施設の管理者<u>の人材</u> 確保を進めるため、夜間や休日等の坑水又 は廃水処理の自動運転導入による省力化を

認定する休廃止鉱山坑廃水処理資格認定制 度の活用を一層図るとともに、坑水又は廃 水の処理施設の管理者を育成するため、教 育の充実を図ること。

実施すること。

備考 表中の[]は注記である。